２－10　有期実習型訓練修了者に対する経費助成追加支給内訳

人材育成コース（有期実習型訓練）を修了した対象労働者にかかる経費助成について、以下のとおり支給申請します。

１　人材育成コースの申請時に提出した支給申請書の様式第７号（別添様式２－１）の⑮欄の額

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

２　人材育成コースの申請時に提出した支給申請書の様式第７号（別添様式２－１）の⑪欄の額

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

３　１の額と※の上限額を比較し、いずれか低い方の額と支給済みの経費助成額（２の額）との差額

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円（支給申請額）

※経費助成上限額（1人当たり）

100時間未満　　　　　　　15万円（10万円）

100時間以上200時間未満　30万円（20万円）

200時間以上　　　　　　　50万円（30万円）　（）内は大企業の額

【提出上の注意】

１　本様式は、人材育成コース（有期実習型訓練）を修了した対象労働者が正規雇用等転換コースもしくは多様な正社員コースの対象労働者である場合のみ記入してください。

２　本様式は、正社員化コースの支給申請書と同時に管轄労働局へ提出してください。本様式のみの提出は認められません。

３　有期実習型訓練の訓練計画届受付番号ごとに作成してください。

【添付書類】

１　本様式の申請にかかる人材育成コース（有期実習型訓練）の様式第７号（別添様式２－１）、様式７号（別添様式２－２）

２　本様式の申請にかかる人材育成コースのキャリアアップ助成金支給決定通知書

（第２面）

【その他】

１　人材育成コースで支給決定された経費助成額の対象労働者１人当たりの額が追給の対象額となります。

　（例）

人材育成コースの経費助成の支給対象労働者が５名で、経費の合計が60万円だった場合

対象労働者１人当たりの経費助成の対象経費は12万円なので、支給上限額の10万円が支給決定されます。

その後、正規雇用等転換コースに５名のうち３名が支給対象となった場合には、

実際にかかった経費と上限額の差額（12万円－10万円=２万円）の人数分（正規雇用等転換コースの支給対象労働者）が追給額となります。

２万円×３名＝６万円

２　上記１の例で、経費の合計額が90万円だった場合、１人当たりの経費が18万円となるため、追給時の上限額を超えることから、上限額と人材育成コースで支給済みの経費助成額の差額５万円の人数分が追給額となります。